

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 予 算 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (予算の定義) 第2条 本規則における<u>予算とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第31条に定める中期計画に基づき、</u>本学における教育、研究、診療その他の活動に関する事業年度の計画を明確に計数化したものをいう。 (中 略) (予算編成方針) 第4条 総長は、<u>予算を作成するための基本的な考え</u>方等を示した<u>予算編成方針を作成する。</u> 2 <u>予算編成方針は、経営協議会及び教育研究評議会による審議の後、運営方針会議の決議により決定する。</u> 3 <u>予算編成方針は、決定後、予算責任者に通知する。</u> (中 略) (決算報告書の作成) 第13条 総長は、会計規程第15条に基づき報告された執行結果を基に、法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項に定める決算報告書案を作成する。 2 決算報告書は、<u>第4条第2項に準じて決定する。</u> (後 略)	(定義) 第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 予算 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第31条に定める中期計画及び会計規程第11条の2に定める<u>中期財政計画を踏まえて、</u>本学における教育、研究、診療その他の活動に関する事業年度の計画を明確に計数化したものをいう。 (2) 予算編成方針 <u>予算を作成するための基本的な考え方等を示したものをいう。</u> (予算編成方針の通知) 第4条 予算編成方針は、<u>運営方針会議の決議による</u>決定後、予算責任者に通知する。 (決算報告書の作成) 第13条 (同 左) 2 決算報告書は、<u>経営協議会による審議の後、運営方針会議の決議により決定する。</u> 附 則（令和8年9月総長裁定） この規則は、令和8年10月1日から施行する。